

改定後	改定前
<p>第2条（定義） （略） （8）Edy 店舗端末 利用者が商品等の購入及び提供を受けるに際し Edy を使用するために必要となる機器で、対象店舗等（第8条で定義します。）又はその指定する場所に設置される Edy モジュールもしくは EdyAP が組み込まれた Edy の受入端末機器</p>	<p>第2条（定義） （略） （8）Edy 店舗端末 利用者が商品等の購入及び提供を受けるに際し Edy を使用するために必要となる機器で、対象店舗等（第5条で定義します。）又はその指定する場所に設置される Edy モジュールもしくは EdyAP が組み込まれた Edy の受入端末機器</p>
<p>第3条（表明・保証） <u>1. 包括代理人および店子は、当社に対し、本規約締結にあたり、本規約締結日時点および本規約の有効期間中において、以下の事項が真実かつ正確であることを表明し、保証します。</u> <u>（1）行為能力</u> <u>包括代理人および店子は、適用法令上、本規約を締結し、これらに基づく権利を行使し、義務を履行する権利能力および行為能力を有すること</u> <u>（2）社内手続</u> <u>包括代理人および店子は、本規約を締結し、これらに基づく権利を行使し、義務を履行するために、法令および定款その他の社内規則に基づき要求される内部手続を適法かつ適正に完了していること</u> <u>（3）適法性等</u> <u>本規約を包括代理人および店子が締結したまたは包括代理人および店子がこれらに基づく権利を行使し、もしくは義務を履行することは、包括代理人および店子に対して適用のある一切の法令、包括代理人および店子の定款その他の社内規則に抵触せず、当該各当事者を当事者とする契約の違反または債務不履行事由とはならないこと</u></p>	

<p><u>(4)有効な契約</u> 本規約は、これを締結した包括代理人および店子につき適法、有効かつ拘束力のある契約であること</p> <p><u>(5)非詐害性</u> 包括代理人および店子は、現在債務超過ではなく、包括代理人および店子が本規約を締結することは、詐害行為取消の対象とはならず、包括代理人および店子の知りうる限り、本規約について詐害行為取消その他の異議を主張する第三者は存在しないこと</p> <p><u>(6)提供情報の正確性</u> 包括代理人および店子は、本規約の締結にあたって、当社に提供した情報は、重要な点において正確であり、かつ、重要な情報は全て当社に提供されていること</p>	
第4条 (店子の範囲)	第3条 (店子の範囲)
第5条 (加盟店契約の代理)	第4条 (加盟店契約の代理)
第6条 (確認事項)	第5条 (確認事項)
第7条 (対象商品)	第6条 (対象商品)
第8条 (取扱店舗等)	第7条 (取扱店舗等)
第9条 (Edy モジュール及び決済用アプリケーション等の使用許諾)	第8条 (Edy モジュール及び決済用アプリケーション等の使用許諾)
<p>第10条 (Edyによる販売)</p> <p>1. 包括代理人および店子は、利用者がEdyにより商品等の購入、又は商品等の提供を申し込んだときは、第12条 (Edyの偽造・変造) および第13条 (Edy使用の中止等) に記載する場合を除き、Edy端末を使用し、本条に定める手順に従い利用者に対し商品等を販売又は提供するものとします。</p>	<p>第9条 (Edyによる販売)</p> <p>1. 包括代理人および店子は、利用者がEdyにより商品等の購入、又は商品等の提供を申し込んだときは、第11条 (Edyの偽造・変造) および第12条 (Edy使用の中止等) に記載する場合を除き、Edy端末を使用し、本条に定める手順に従い利用者に対し商品等を販売又は提供するものとします。</p>
第11条 (Edy販売後又は提供後の取扱)	第10条 (Edy販売後又は提供後の取扱)
<p>第12条 (Edyの偽造・変造)</p> <p>1. 包括代理人および店子は、以下の場合は、できる限り当該Edyカードを保管の</p>	<p>第11条 (Edyの偽造・変造)</p> <p>1. 包括代理人および店子は、以下の場合は、できる限り当該Edyカードを保管の</p>

<p>うえ、その旨直ちに当社へ通知し、当社の指示に従うものとします。この場合、包括代理人および店子は、第<u>10</u>条（E d yによる販売）に定めるE d yによる商品等の販売はできないものとします。</p>	<p>うえ、その旨直ちに当社へ通知し、当社の指示に従うものとします。この場合、包括代理人および店子は、第<u>9</u>条（E d yによる販売）に定めるE d yによる商品等の販売はできないものとします。</p>
<p>第<u>13</u>条（E d y使用の中止等）</p> <p>1. 包括代理人および店子は、次のいずれかが生じた場合、楽天E d y株式会社が包括代理人および店子に予告することなくE d yシステムを中止又は停止する場合がありますことを予め異議なく承諾するものとします。この場合、包括代理人および店子は、第<u>10</u>条（E d yによる販売）に定めるE d yによる商品等の販売はできないものとします。</p> <p>（略）</p> <p>3. 包括代理人および店子は、前2項に定める場合のほか、当社及び楽天E d y株式会社が利用約款に基づき、特定の利用者若しくは全ての利用者に対する楽天E d yサービスの全部若しくは一部の利用を中止し、特定の利用者の楽天E d yサービスの利用資格を取消し、又は楽天E d yサービスを全面的に終了することがあることをあらかじめ了承します。この場合、本条第2項を準用します。なお、楽天E d yサービスが全面的に終了した場合には、本規約第<u>19</u>条に従って終了時の措置をとることとします。</p>	<p>第<u>12</u>条（E d y使用の中止等）</p> <p>1. 包括代理人および店子は、次のいずれかが生じた場合、楽天E d y株式会社が包括代理人および店子に予告することなくE d yシステムを中止又は停止する場合がありますことを予め異議なく承諾するものとします。この場合、包括代理人および店子は、第<u>9</u>条（E d yによる販売）に定めるE d yによる商品等の販売はできないものとします。</p> <p>（略）</p> <p>3. 包括代理人および店子は、前2項に定める場合のほか、当社及び楽天E d y株式会社が利用約款に基づき、特定の利用者若しくは全ての利用者に対する楽天E d yサービスの全部若しくは一部の利用を中止し、特定の利用者の楽天E d yサービスの利用資格を取消し、又は楽天E d yサービスを全面的に終了することがあることをあらかじめ了承します。この場合、本条第2項を準用します。なお、楽天E d yサービスが全面的に終了した場合には、本規約第<u>18</u>条に従って終了時の措置をとることとします。</p>
<p>第<u>14</u>条（E d yによる販売の買取金額の確定および支払い）</p> <p>1. 包括代理人と当社の間でのE d yによる販売に関する買取金額は、包括代理人および店子がE d y端末を使用し、第<u>16</u>条（買取代金の支払の取消し）の場合を除き、包括代理人および店子が利用者から受領した、包括代理人および店子のE d y端末に</p>	<p>第<u>13</u>条（E d yによる販売の買取金額の確定および支払い）</p> <p>1. 包括代理人と当社の間でのE d yによる販売に関する買取金額は、包括代理人および店子がE d y端末を使用し、第<u>14</u>条（買取代金の支払の取消し）の場合を除き、包括代理人および店子が利用者から受領した、包括代理人および店子のE d y端末に</p>

<p>集積された E d y を、当社の定める通信手段・手順等により包括代理人が自らおよび店子を代理して当社への移転を完了させた時点で、確定するものとします。</p>	<p>集積された E d y を、当社の定める通信手段・手順等により包括代理人が自らおよび店子を代理して当社への移転を完了させた時点で、確定するものとします。</p>
<p>第 1 5 条（手数料の支払い）</p>	<p>第 1 4 条（手数料の支払い）</p>
<p>第 1 6 条（買取代金の支払の取消し）</p> <p>1.（略）</p> <p>(2)第 1 0 条（E d y による販売）に違反して E d y による販売を行ったとき</p> <p>(3)第 1 4 条（E d y による販売の買取金額の確定および支払い）に基づく移転を行わなかったとき</p> <p>(4)包括代理人から送信されたデータの正当性に疑義があるとき</p> <p>(5)第 7 条（対象商品）第 2 項の利用者との紛議が解決されないとき</p> <p>（略）</p> <p>3. 当社は <u>Edy 取引または当該取引に係る決済端末から当社に移転された Edy について第 1 項各号の事由のいずれかに該当する可能性がある</u>と認めた場合、包括代理人および店子は正当性を証明できる資料の提出等当社の調査に協力し、調査が完了するまで当該取引に係る買取代金の支払を留保することができるものとし、当社は当該留保期間中の遅延損害金の支払いを免れるものとし、<u>当社は当該留保期間中の遅延損害金の支払いを免れるものとし、</u></p> <p>4. <u>前項の調査開始より 3 0 日を経過してもなお、第 1 項記載の各事由のいずれかに該当する可能性がある</u>と当社が認めた場合、当社は当該取引に係る買取代金の支払い義務を負わないものとし、<u>当社が認めた場合、</u></p>	<p>第 1 5 条（買取代金の支払の取消し）</p> <p>1.（略）</p> <p>(2)第 9 条（E d y による販売）に違反して E d y による販売を行ったとき</p> <p>(3)第 1 3 条（E d y による販売の買取金額の確定および支払い）に基づく移転を行わなかったとき</p> <p>(4)包括代理人から送信されたデータの正当性に疑義があると当社が認めた場合、<u>正当性を証明できる資料の提出等、当社の調査依頼に協力しないとき</u></p> <p>(5)第 6 条（対象商品）第 2 項の利用者との紛議が解決されないとき</p> <p>（略）</p>
<p>第 1 7 条（委託の禁止）</p>	<p>第 1 6 条（委託の禁止）</p>
<p>第 1 8 条（契約の終了）</p> <p>（略）</p> <p>(5)第 1 0 条第 3 項に定める現金による精</p>	<p>第 1 8 条（契約の終了）</p> <p>（略）</p> <p>(5)第 9 条第 3 項に定める現金による精算</p>

算の場合を除き、利用者に対して現金による払戻しを行った場合	の場合を除き、利用者に対して現金による払戻しを行った場合
第19条（契約終了後の手続）	第18条（契約終了後の手続）
第20条（情報の提供）	第19条（情報の提供）
<p>第21条（対象店舗等における包括代理人および店子の責任）</p> <p>包括代理人および店子は、第8条第1項にもとづき届け出た対象店舗等における Edy システムの導入、円滑な運営及び資金決済業務について責任をもつものとし、当該 Edy システムの導入、円滑な運営及び資金決済業務について問題が生じた場合には、すべて自己の責任と負担において、これを処理、解決するものとし、これを</p>	<p>第20条（対象店舗等における包括代理人および店子の責任）</p> <p>包括代理人および店子は、第7条第1項にもとづき届け出た対象店舗等における Edy システムの導入、円滑な運営及び資金決済業務について責任をもつものとし、当該 Edy システムの導入、円滑な運営及び資金決済業務について問題が生じた場合には、すべて自己の責任と負担において、これを処理、解決するものとし、これを</p>
<p>第22条（届出事項の変更）</p> <p>（略）</p> <p>3. <u>包括代理人又は店子が第3条1項（6）及び第29条に定める表明保証確約事項に反すると具体的に疑われる場合には、当社は、包括代理人および店子に対し、当該事項に関する調査を行い、また、必要に応じて資料の提出を求めることができ、包括代理人および店子は、これに応じるものとし、これを</u></p>	<p>第21条（届出事項の変更）</p> <p>（略）</p>
第23条（譲渡等の禁止）	第22条（譲渡等の禁止）
第24条（損害賠償）	第23条（損害賠償）
第25条（本規約に定めのない事項）	第24条（本規約に定めのない事項）
第26条（Edy エリア情報及び Edy 領域内特定情報）	第25条（Edy エリア情報及び Edy 領域内特定情報）
<p>第27条（有効期間・解約）</p> <p>本規約に基づく加盟店の加盟有効期間は、当社が店子の加盟を承諾した日から1年間とします。なお、期間満了の3ヶ月前までに当事者のいずれからも書面による異議の申し出のない限り、本規約に基づく加盟店の加盟有効期間は、有効期間の満了と同時に</p>	<p>第26条（有効期間）</p> <p>本規約に基づく加盟店の加盟有効期間は、当社が店子の加盟を承諾した日から1年間とします。なお、期間満了の3ヶ月前までに当事者のいずれからも書面による異議の申し出のない限り、本規約に基づく加盟店の加盟有効期間は、有効期間の満了と同時に</p>

<p>に自動的に1年間延長するものとし、以後も同様とします。<u>包括代理人および当社は、本規約の有効期間中において本規約を解約しようとする場合には、相手方に3ヶ月前までに書面による通知を行なうことにより、本規約を解約できるものとし、但し、包括代理人および店子が1年以上継続して信用販売を取扱っていない場合、または、当社が包括代理人および店子との連絡不能の状態が相当期間継続した場合（包括代理人および店子との連絡不能による場合は、第22条第2項に基づき、届出住所に通知を送付すれば、通常到着すべきときに通知を行ったものとみなす）、当社は包括代理人および店子に予告することなく本規約を解約できるものとし、</u></p>	<p>に自動的に1年間延長するものとし、以後も同様とします。</p>
<p>第28条（期限の利益の喪失） 包括代理人は、第18条第2項の各号の一にでも該当する事由があるとき、又は第18条第3項に基づき本規約が解約されたときは、当社に対して負担する一切の債務につき自動的に期限の利益を喪失するものとし、債務の全てを直ちに当社に弁済しなければならないものとし、</p>	<p>第27条（期限の利益の喪失） 包括代理人は、第17条第2項の各号の一にでも該当する事由があるとき、又は第17条第3項に基づき本規約が解約されたときは、当社に対して負担する一切の債務につき自動的に期限の利益を喪失するものとし、債務の全てを直ちに当社に弁済しなければならないものとし、</p>
<p>第29条（反社会的勢力の排除に関する特例）</p>	<p>第28条（反社会的勢力の排除に関する特例）</p>
<p>第30条（合意管轄裁判所）</p>	<p>第29条（合意管轄裁判所）</p>
<p>第31条（準拠法）</p>	<p>第30条（準拠法）</p>